



◆減税・確定申告◆

相 談 会
鶴舞地区向け

2013・2・5 No.39-3

★編集・発行★

名大職組中央執行委員会

連絡先：4913 (TEL&FAX)

homepage:<http://nuufs.org>

e-mail:nuufs@nuufs.org

「減税・確定申告のとりくみ」 払いすぎた税金を取り戻しましょう！

私たちは税金（所得税）を天引きされているために、納めなくてもよい税金を納めている場合がしばしばあります。たとえば、寄付金をした人、家族の医療費の合計が年間10万円を超える人、または総所得金額の5%以上になった人、子供（大学生など）の国民年金を支払っている人、ローンを組んで住宅を購入された人、年金から税金が引かれている人など。確定申告で還付請求をすれば税金が戻ってくる可能性があります。

特に、医療費控除や雑損控除、寄付金控除は年末調整では控除されません。

また、還付申告は5年間まで遡って申告できます。（2008年分まで）

詳しくは、裏面『税金で損をしないためのチェックシート』をご覧ください。

※ 2010年分から寄付金控除・政党等寄付金特別控除の下限適用額が2000円に引き下げられました。（旧5000円）2000円以上の寄付から控除の対象となります。

※ 医療費控除の医療費は、生計を共にしている家族の分まで認められ（同居・別居問わない、所得のあるなし問わない）、病院でかかる費用だけでなく、薬局での市販のお薬代や通院にかかる交通費も控除の対象となります。（領収書・レシートを1年分保管しましょう。）

『確定申告 説明会』講師：松岡博さん（中央執行委員・理支部）

日 時： 2月15日（金）午後6時～

会 場： 医学支部事務室（旧西病棟地下1階） 内線（鶴舞）2513

内 容： 年末調整をされている方でも、確定申告をすると税金が還付される事例について

『確定申告 相談会』

日 時： 2月21日（木）午後6時～午後8時

会 場： 医学支部事務室（旧西病棟地下1階） 内線（鶴舞）2513

内 容： 確定申告書の書き方（実際に還付申告書を書いてみましょう）

* 源泉徴収票等必要書類や、事前にご準備いただくものがありますので、
『相談会』に参加される予定の方はあらかじめ下記までご連絡ください。

* 連絡先 名大職組東山書記局 電話：789-4913 mail：nuufs@nuufs.org

税金で損をしないためのチェックシート

名大職組 減税対策委員会

医療費控除

あなたやあなたの家族がこの1年間に支払った医療費は？(生計を一にしている家族の医療費を合計できます。)

- ① 病院、歯科医や出産で 円
- ② 通院などの交通費 円
- ③ 付き添いなどの支払い 円
- ④ 薬局などで買った薬代 円
- ⑤ 治療用の器具代金 円
- ⑥ 在宅や施設の介護費用 円
- ⑦ 鍼、マッサージ、その他 円

A: 合計 円

共済組合や社会保険からの補填金は？

- ① 出産給付(分娩費)、高額療養費 円
- ② 家族療養付加金 円
- ③ 医療保険、入院保険保険金等 円

B: 合計 円

AからBを引くと
10万円以上になった。
または総所得金額の
5%以上になった。

住宅借入金等特別控除

住宅を取得(そのための土地、または新築、増・改築、マンションのリフォームを含む)した人で民間借入金や公的住宅借入金等の残高がある人(償還期間10年以上)

該当するものがある

社会保険料控除

生計が一つ(同居・別居は問わない)の親族(扶養控除対象になるかどうかは不問)のための国民健康保険料・介護保険料や後期高齢者医療保険の支払い分

生計が一つで
支払いは一人
に集中している

年末調整では
控除していない

特別減税等

- ① 年の途中で失職した人などで年末調整されなかった人
- ② 年の途中で退職し、退職金の源泉徴収税額がある人
- ③ 配偶者・扶養親族のパート収入・報酬などで源泉徴収税額(少額でも)がある人

還付を受けられる
場合が多いので点
検する必要がある

あなたは
確定申告すれば
税金の還付が
受けられます
相談日は
2月21日(木)

雑損控除

- ① 家屋・家財の火災
-- 消防署の証明
- ② 財産が盗難にあった
-- 警察署の証明
- ③ 風水害・公害などによる被害
- ④ 上記による原状回復のための改修費用等

他にも以下のような還付請求のケースがあります。

- ・ 寄付金控除、政党等寄付金控除
 - ・ 配偶者特別控除
 - ・ 扶養控除
 - ・ 配当控除
- 詳しくはお問い合わせください 組合内線:(東山)4913 E-mail: nuufs@nuufs.org